

## 入札説明書【総合評価落札方式】

中部地方整備局岐阜国道事務所の「平成23年度475号養老地区権利調査」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 平成23年10月31日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 福島 眞司

岐阜市茜部本郷1-36-1

3 業務の概要

(1) 業 務 名 平成23年度475号養老地区権利調査

(電子入札対象案件)

(2) 業 務 内 容

本業務は、475号（東海環状自動車道）養老郡養老町及び海津市において用地取得が必要な土地の権利調査を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は、以下のとおりである。

権利調査 一式

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年3月16日

(5) 入札方式等

1) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

2) 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。

3) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。

4) 2) 及び3)（予定価格が500万円以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う場合がある。

5) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。

6) 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約

締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所 経理課  
〒500－8262 岐阜市茜部本郷1－36－1  
TEL 058-271-9812 FAX058-271-0214

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

#### (6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・成果報告書
- ・特記仕様書に示す成果品

## 4 競争参加資格

### (1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

#### 1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における補償関係コンサルタント業務に係る平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

岐阜国道事務所管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：国又は都道府県発注の業務で、補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門の補償業務

(4) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、申請書等の提出期限までに当該登録規程第2条第1項の別表に掲げる部門の登録を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等提出時に登録規程に基づく「補償コンサルタント登録（新規・更新・追加）申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに登録を受け、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

- ・ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門に係る補償業務管理者
- ・ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年理事会決定、以下「実施規程」という。）第3条に掲げる土地調査部門に係る補償業務管理士

(5) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成13年度以降に完了した同種業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：国又は都道府県発注の業務で、補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門の補償業務

1) 平成23年11月10日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成23年11月10日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該配置主任担当者と同等の同種業務実績を有する者

② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者

③ 過去4年間の地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同様以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 技術提案書に関する要件

1) 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

① 実施方針

② 業務実施体制

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこ

と。

- ・ 共通仕様書第3条の2第1項から第3項までの場合。
- ・ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア 親会社と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5 担当部局

〒500-8262 岐阜市茜部本郷1-36-1

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

経理課：契約手続きに関すること

電話 058-271-9812

FAX 058-271-0214

E mail keigifu@cbr.mlit.go.jp

用地第一課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること

電話 058-271-9813

FAX 058-271-3175

## 6 申請書等の提出等

(1) 入札参加希望者は、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式1）、「資料」（様式2～7）及び「参考資料」、技術提案書フィールドに「技術提案書」（様式8～10）をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDF ファイル Acrobat6.0 以下  
画像ファイル JPEG 及び GIF 形式  
圧縮ファイル LZH 形式のみ  
※ ZIP 等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、申請書等の容量が 3MB を超える場合は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。持参又は郵送等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R 等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

なお、郵送等で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書等として送信すること。

- ① 郵送等する旨の表示
- ② 郵送等する書類の目録 F A X の提出を認めない
- ③ 郵送等する書類のページ数
- ④ 発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参又は郵送等により提出し、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R 等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・提出期間：別表②のとおり。
- ・提出先：5と同じ。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する

特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

(4) その他

① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書等（CD-R 等の電子媒体含む）は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

⑤ 競争参加資格確認申請書等の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、紙入札参加者及び指定の容量を超えたため、持参、郵送により提出する場合は、押印すること。

⑥ 申請書等に関する問い合わせ先 5 と同じ。

## 7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。

(2) 上記 (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、**分任支出負担行為担当官中部地方整備局岐阜国道事務所長**に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(3) 上記 (2) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日以内に書面により行う。

(4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

・受付場所：5 と同じ

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

## 8 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の (2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内

であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

- ② 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

## (2) 総合評価の方法

- ① 技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1) 基本事項評価（企業）
- 2) 基本事項評価（技術者）
- 3) 技術提案書
- 4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

### 【技術提案の履行確実性を評価する場合】

技術点合計 = (基本的事項評価点) + (技術提案評価点) × (履行確実性評価に基づく履行確実性度)

### 【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

技術点合計 = (基本的事項評価点) + (技術提案評価点)

基本事項評価点 = 基本事項評価点（企業） + 基本事項評価点（技術者）

技術提案評価点 = 技術提案に係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度 = 1.00 ~ 0

- ② 価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、**価格点の配分点は60点とする。**

- ③ 総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と上記②により得られた価格点の合計値（評価値）をもって行う。

## (3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を**岐阜国道事務所入札・契約手続運営委員会**において行う。

## (4) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減

ずるものとする。

(5) 技術点に関する基準

競争参加資格確認資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

①基本事項評価（企業）について

| 評価項目            | 評価基準   | 配点 | 得点  |
|-----------------|--|----|-----|
| 業務実績            | 平成 13 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。   |    | 1   |
|                 | ① 岐阜国道事務所での同種業務の実績がある。   | 1  |     |
|                 | ② 同種業務の実績がある。  | 0  |     |
| 業務成績            | 過去 4 年間の中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する。<br>なお、過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の平均点が 60 点以下の場合及び過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 |    | 3   |
|                 | ① 中部地方整備局発注業務における平均点が 75 点以上   | 3  |     |
|                 | ② 中部地方整備局発注業務における平均点が 70 点以上 75 点未満  | 2  |     |
|                 | ③ 以下のいずれかの場合<br>・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 70 点未満<br>・過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に他機関における同種業務の実績が有る場合   | 1  |     |
|                 | ④ 以下のいずれかの場合<br>・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満<br>・過去 4 年間に、中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績及び他機関における同種業務の受注実績が無い場合  | 0  |     |
| 業務拠点            | 業務拠点を以下のとおり評価する。   |    | 2   |
|                 | ① 岐阜国道事務所管内に本社(店)を有する。   | 2  |     |
|                 | ② 岐阜国道事務所管内に支社(店)又は営業所等を有する。   | 1  |     |
| 企業信頼度（指名停止等の措置） | 技術提案書提出日が以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。   |    | - 5 |

|    |  |  |     |
|----|--|--|-----|
| 置) | <p>なお、営業停止処分以外は、中部地方整備局からの処分に限る。</p> <p>ア) 営業停止又は指名停止期間満了後 6 ヶ月。</p> <p>イ) 文書注意措置後 2 ヶ月</p> <p>ウ) 口頭注意措置後 1 ヶ月</p> |  |     |
|    | ① 処分を受けていない  |  | 0   |
|    | ② 処分を受けている   |  | - 5 |

②基本事項評価（技術者）について

| 評価項目             | 評価基準  | 配点 | 得点 |
|------------------|---|----|----|
| 業務実績             | 平成 13 年度以降の同種業務の実績を以下のとおり評価する。  |    | 2  |
|                  | ① 岐阜国道事務所での同種業務の実績がある。  | 2  |    |
|                  | ② 同種業務の実績がある。   | 0  |    |
| 業務成績             | 過去 4 年間の中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する。<br>なお、過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の平均点が 60 点以下の場合及び過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に他機関における同種業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 |    | 4  |
|                  | ① 中部地方整備局発注業務における平均点が 75 点以上  | 4  |    |
|                  | ② 中部地方整備局発注業務における平均点が 70 点以上 75 点未満   | 2  |    |
|                  | ③ 以下のいずれかの場合<br>・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 70 点未満<br>・過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に他機関における同種業務の実績が有る場合  | 1  |    |
|                  | ④ 以下のいずれかの場合<br>・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満<br>・過去 4 年間に於いて、中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績及び他機関における同種業務の受注実績が無い場合  | 0  |    |
| 技術者信頼度<br>(優良表彰) | 平成 20 年 (表彰受賞年) 以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。<br>なお、優良表彰の受賞実績は、技術者が受賞したものを対  |    | 3  |

|  |   |
|--|---|
| 象とし、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 |   |
| ① 中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績  | 3 |
| ② 他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績  | 1 |
| ③ 優良表彰の受賞実績がない   | 0 |

### ③技術提案書

| 評価項目   | 評価基準  | 得点 |
|--------|---|----|
| 実施方針   | 実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。 | 25 |
| 業務実施体制 | 実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。               | 20 |

### ④技術提案の履行確実性に関する評価

④－1 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. に示す他、以下のとおりとする。

#### ④－2 履行確実性に関するヒアリング

1) どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

出席者：実施する場合は、配置予定主任担当者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

2) ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

4) 3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の2の資料を以下により提出を求める。

提出先：5と同じ。

提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により3部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R 1部）を提出すること。

5) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。

- 6) 提出された追加資料の差し替えおよび資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に、提出を求めている資料が無い場合は、資料の不備として、無効とする。

(6) 技術点の換算付与

評価基準に基づき評価した技術点の合計点を次により換算し付与する。

絶対値評価の最上位者に満点（60点）を付与し、次順位以降の者には、以下により技術評価点を付与

技術評価点＝所得した絶対評価値×（60／最上位者の絶対評価値）

9 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な件名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者は入札に参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：5と同じ。

②質問の受付期間：別表③のとおり。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

① 閲覧場所：岐阜国道事務所 2階 閲覧室

② 閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

10 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により5の契約手続きに関する担当部局まで持参又は郵送等すること。

- (3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

#### 11 入札方法等に関する事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

ただし、場合によっては 3 回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。

#### 13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

第 1 回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

#### 14 入札の無効等

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において 4 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当

する場合は入札を無効とする。

(1) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

① 技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

(2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む。）の交付を受けていない場合。

(3) 履行確実性に関する評価

- ・履行確実性に関するヒアリングに応じない場合（履行確実性に関するヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料（履行確実性に関するヒアリングの当日に持参し、履行確実性に関するヒアリングの前までに提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合等。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

## 15 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で前記8（1）により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格等を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「公開情報」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

## 16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（1）から（4）について実施するものとする。なお、（1）から（2）については、開札後速やかに、実施の可否について確認を行うものとする。

(1) 増員担当技術者及び配置予定主任担当者の制限

増員担当技術者及び配置予定主任担当者の制限について、次の 1) 及び 2) を実施するものとする。なお、1) により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報 (TECRI S) に登録すること。

1) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任担当者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、発注者から調査基準価格以下の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任担当者の経歴等」及び「予定主任担当者の同種業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去 4 年間の同種業務の実績一覧」(自由様式) 及び一覧に記載した業務の委託業務等成績評定通知書の写し、配置予定主任担当者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 9 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定主任担当者の保有している業務実績件数について同種業務で同一件数以上の実績を有する者
- ② 配置予定主任担当者の保有している全ての資格 (分野及び部門ともに) を有している者
- ③ 過去 4 年以内の同種業務で地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上の業務における配置予定主任担当者としての経験を有し、過去 4 年間に地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績 (照査技術者としての成績は除く) の平均点が 75 点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者
- ⑤ 増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS) に登録すること。

2) 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が契約金額で 2 億円、件数で 5 件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任担当者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去 4 年間の地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去 4 年間の同種業務における地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上である者

- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置  
予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

## (2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成 23・24 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の 2 名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る用地取得が完了するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

## (3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の 3 分の 1 以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

## (4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者と（1）1）の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履行確認を行うものとする。

## 17 品質確保基準価格

- 1) 予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。
- 2) 「8（5）④－2 履行確実性に関するヒアリング」、「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の記載されている調査基準価格を品質確保基準価格と読み替えて適用する。
- 3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第 85 条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。
- 4) 品質確保基準価格を下回る場合の、「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務（3）再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」確認時に確認するものとする

## 18 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- (2) 上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日は含まない。）以内に書面により行う。
- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - ・受付場所：5と同じ
  - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

#### 19 再苦情申立て

- (1) 7の「分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」及び17の「非落札理由の説明」に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先
  - ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
  - ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
  - ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

#### 20 契約書作成の要否

用地調査等請負契約書により契約書を作成するものとする。

#### 21 支払条件

前金払 有

#### 22 火災保険付保の要否 否。

#### 23 関連情報を入手するための照会窓口 5と同じ

#### 24 申請書等の作成及び記載上の留意事項

申請書等の様式は、別紙（様式1～11（A4判））のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、本入札説明書①競争参加資格確認資料に関する留意事項及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とする。

(1) 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式－１）により作成するものとする。

(2) 競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式－２～７）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

① 競争参加資格確認資料に関する留意事項

| 記 載 事 項             | 内 容 に 関 する 留 意 事 項   |
|---------------------|--|
| 入札参加希望者の業務拠点        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 岐阜国道事務所管内の業務拠点を記載する。</li><li>・ 営業拠点の所在地を証するものを添付すること。（パンフレット等）</li><li>・ 発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際の連絡先を記載する。</li><li>・ 記載様式は様式－３とする。</li></ul>  |
| 入札参加希望者の同種又は類似業務の実績 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。</li><li>・ 記載する業務は平成 13 年度以降に完了した業務とする。</li><li>・ 記載する業務の件数は、１件とする。</li><li>・ 記載様式は様式－４とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚以内に記載する。</li><li>・ 入札参加希望者が過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注の実績が無い場合は、過去 4 年間に他機関から受注した同種業務の実績を様式－４－２に記載する。</li><li>・ 過去 4 年に他機関から受注した同種業務の実績が様式－４と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－４と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。</li><li>・ 記載する業務の件数は、１件とする。</li><li>・ 記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚以内に記載する。</li></ul> |
| 配置予定主任担当者の経歴等       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 配置予定主任担当者について、資格、経歴等を記載する。</li><li>・ 平成 23 年 1 1 月 1 0 日現在の全ての手持ち業務を記載するものとし、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めてすべて記載する。</li></ul> <p>なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付</p>   |

|                              |  |
|------------------------------|--|
|                              | <p>して記載すること。</p> <p>また、全ての手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定主任担当者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載様式は様式－5 とする。</li> </ul>  |
| <p>配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定主任担当者が過去に従事した同種業務の実績を記載する。</li> <li>・記載する業務は平成 13 年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・記載する業務の件数は、1 件とする。</li> <li>・記載様式は様式－6 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚以内に記載する。</li> <li>・配置予定主任担当者が過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績がない場合は、過去 4 年間に他機関から受注した同種業務の実績を様式－6－2 に記載する。</li> <li>・過去 4 年に他機関から受注した同種業務の実績が様式－6 と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－6 と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載する必要はない。</li> <li>・記載する業務の件数は、1 件とする。</li> <li>・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚以内に記載する。</li> </ul> |
| <p>業務実施体制</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。</li> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。</li> <li>・記載様式は様式－7 とする。</li> </ul>   |

- ② 業務実績等を証明する資料及び配置予定主任担当者の資格証明書の写し  
 入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務

に係る契約書及び業務の内容が確認できる資料（例えば業務計画書又は数量総括表等）の写しを提出すること。

配置予定主任担当者が過去に従事した**同種業務**の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定主任担当者が保有する資格について、合格証明書等の写し（補償業務管理者の場合は、「補償コンサルタント登録申請書」、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写し。補償業務管理士の場合は、「補償業務管理士登録証」の写し。）を提出すること。

様式－５に記載する配置予定主任担当者の優良表彰等があった場合は、その表彰を証明する賞状等の写しを提出すること。

上記に記載した確認資料等が提出されない場合は、実績等の確認が出来ないことから提出資料の不備として、参加資格を与えないこととする。

### （３）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式－８～１０）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することができる。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

#### ① 技術提案書の内容に関する留意事項

| 記載事項   | 内容に関する留意事項   |
|--------|--|
| 実施方針   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本業務の実施方針について簡潔に記載する。</li><li>・ 記載様式は様式－９とし、A４判<b>１枚以内</b>に記載する。</li></ul>  |
| 業務実施体制 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本業務の実施体制について簡潔に記載する。</li><li>・ 記載様式は様式－１０とし、A４判<b>１枚以内</b>に記載する。</li></ul> |

### 25 その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札

- 運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- 3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
  - 4) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
  - 5) 申請書等の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、申請書等に記載した配置予定主任担当者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更が必要となった場合には、変更後の技術者が当該技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
  - 6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
    - ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
  - 7) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
  - 8) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。
    - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514  
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
    - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、5へ連絡すること。
  - 9) 競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請者及び配置予定主任担当者の業務成績に係る過去4年間の補償コンサルタント業務の平均点を参考資料として「参考資料様式」に記載し、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに添付し提出すること。

なお、当該資料は、参考資料であり、競争参加資格確認申請書及び技術提案書ではない。
  - 10) 業務成績における「過去4年間」とは、平成19年度～平成22年度を示す。

## 別表

|   |                                     |   |
|---|-------------------------------------|---|
| ① | 競争参加資格確認通知の日                        | 平成23年11月17日   |
| ② | 申請書等の提出期間                           | 平成23年11月1日から平成23年11月10日<br>までの10時00分から16時00分まで<br>(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) |
| ③ | 入札説明書の内容についての<br>質問の受付期間            | 平成23年11月1日から平成23年11月14日<br>までの10時00分から16時00分まで<br>(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) |
| ④ | 入札書の受付期間                            | 平成23年11月24日10時00分から<br>平成23年11月25日16時00分まで<br>(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)     |
| ⑤ | 開札の日時及び場所                           | 平成23年11月28日10時00分<br>岐阜国道事務所 入札室                                    |
| ⑥ | 調査基準価格未満で入札した<br>者に求める追加資料の提出期<br>限 | 別途通知する<br>※追加資料は必ず持参すること。なおメール、FAX<br>による提出は受理しない。                  |
| ⑦ | 履行確実性に関するヒアリン<br>グ                  | 別途通知する  |

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 福島 眞司 殿

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成23年10月31日付けで公告のありました「平成23年度475号養老地区権利調査」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 福島 眞司 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

## 平成 23 年度 475 号 養老地区 権利調査

### 競争参加資格確認資料

連絡先 担当部署 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
T E L \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_

平成 23 年 10 月 31 日付けで公告のありました「平成 23 年度 475 号 養老地区 権利調査」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が 3 MB を超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R 等）に入札説明書「6. 申請書等の提出等」の（2）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

注 2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

入札参加希望者

|           |           |
|-----------|-----------|
| 営業拠点等の所在地 |           |
| 会社名       | 営業拠点等の所在地 |
|           |           |

※所在を証するものを添付すること。(パンフレット等。)

発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際の連絡先

|         |  |
|---------|--|
| 会社名     |  |
| 部署      |  |
| 連絡者     |  |
| メールアドレス |  |
| TEL     |  |
| FAX     |  |

入札参加希望者の同種業務の実績

企業名： \_\_\_\_\_

| 業務の分類              | 同種業務  |      |      |       |
|--------------------|-------|------|------|-------|
|                    | 土地調査  | 土地評価 | 物件   | 機械工作物 |
|                    | 営業・特殊 | 事業損失 | 補償関連 | 総合補償  |
| 業務名                |       |      |      |       |
| TECRIS の登録番号       |       |      |      |       |
| 契約金額               |       |      |      |       |
| 履行期間               |       |      |      |       |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |       |      |      |       |
| 業務の概要              |       |      |      |       |

※業務分類には、同種業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述し、記載内容が確認できる書類の写しを提出すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。

入札参加希望者の同種業務の実績

企業名： \_\_\_\_\_

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載 (過去4年間) )

| 業務の分類              | 同種業務  |      |      |       |
|--------------------|-------|------|------|-------|
|                    | 土地調査  | 土地評価 | 物件   | 機械工作物 |
|                    | 営業・特殊 | 事業損失 | 補償関連 | 総合補償  |
| 業務名                |       |      |      |       |
| TECRISの登録番号        |       |      |      |       |
| 契約金額               |       |      |      |       |
| 履行期間               |       |      |      |       |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |       |      |      |       |
| 業務の概要              |       |      |      |       |

※業務分類には、同種業務を記載すること。

なお、他機関における過去4年間の同種業務の受注実績が様式-4と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式-4と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要については具体的に記述し、記載内容が確認できる書類の写しを提出すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。

## 配置予定主任担当者の経歴等

|   |        |       |      |             |
|---|--------|-------|------|-------------|
| ふりがな<br>①氏名   |        | ②生年月日 |      |             |
| ③所属・役職  |        |       |      |             |
| ④保有資格<br>(資格名、登録番号、取得年月日)   |        |       |      |             |
| ⑤手持業務の状況(平成23年11月10日現在), 契約金額500万円以上(ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。) |        |       |      |             |
| 業務名(TECRIS登録番号)   | 職務上の立場 | 発注機関  | 履行期間 | 契約金額        |
|   |        |       |      | (契約金額合計 万円) |
| ⑥平成20年から平成23年の技術者の優良表彰(表彰受賞年)   |        |       |      |             |
| 表彰年度  | 業務名    | 発注者   | 表彰者  |             |
|   |        |       |      |             |

注：優良表彰等があった場合、その写しを提出すること。

## 配置予定主任担当者の同種業務の実績

| 業務の分類              | 同種業務  |      |      |       |
|--------------------|-------|------|------|-------|
|                    | 土地調査  | 土地評価 | 物件   | 機械工作物 |
|                    | 営業・特殊 | 事業損失 | 補償関連 | 総合補償  |
| 業務名                |       |      |      |       |
| TECRISの登録番号        |       |      |      |       |
| 契約金額               |       |      |      |       |
| 履行期間               |       |      |      |       |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |       |      |      |       |
| 業務の概要              |       |      |      |       |

※業務分類には、同種業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載し、記載内容が確認できる書類の写しを提出すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。

## 配置予定主任担当者の同種業務の実績

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載(過去4年間))

| 業務の分類              | 同種業務  |      |      |       |
|--------------------|-------|------|------|-------|
|                    | 土地調査  | 土地評価 | 物件   | 機械工作物 |
|                    | 営業・特殊 | 事業損失 | 補償関連 | 総合補償  |
| 業務名                |       |      |      |       |
| TECRISの登録番号        |       |      |      |       |
| 契約金額               |       |      |      |       |
| 履行期間               |       |      |      |       |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |       |      |      |       |
| 業務の概要              |       |      |      |       |

※業務分類には、同種業務を記載すること。

なお、他機関における過去4年間の同種業務の受注実績が様式－6と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－6と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。

## ・業務実施体制

| 分担業務の内容 | 備 考 |
|---------|-----|
|         |     |
|         |     |
|         |     |

注1：業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 福島 眞司 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

## 平成23年度475号養老地区権利調査

### 技術提案書

連絡先 担当部署 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
T E L \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_

平成23年10月31日付けで公告のありました「平成23年度475号養老地区権利調査」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

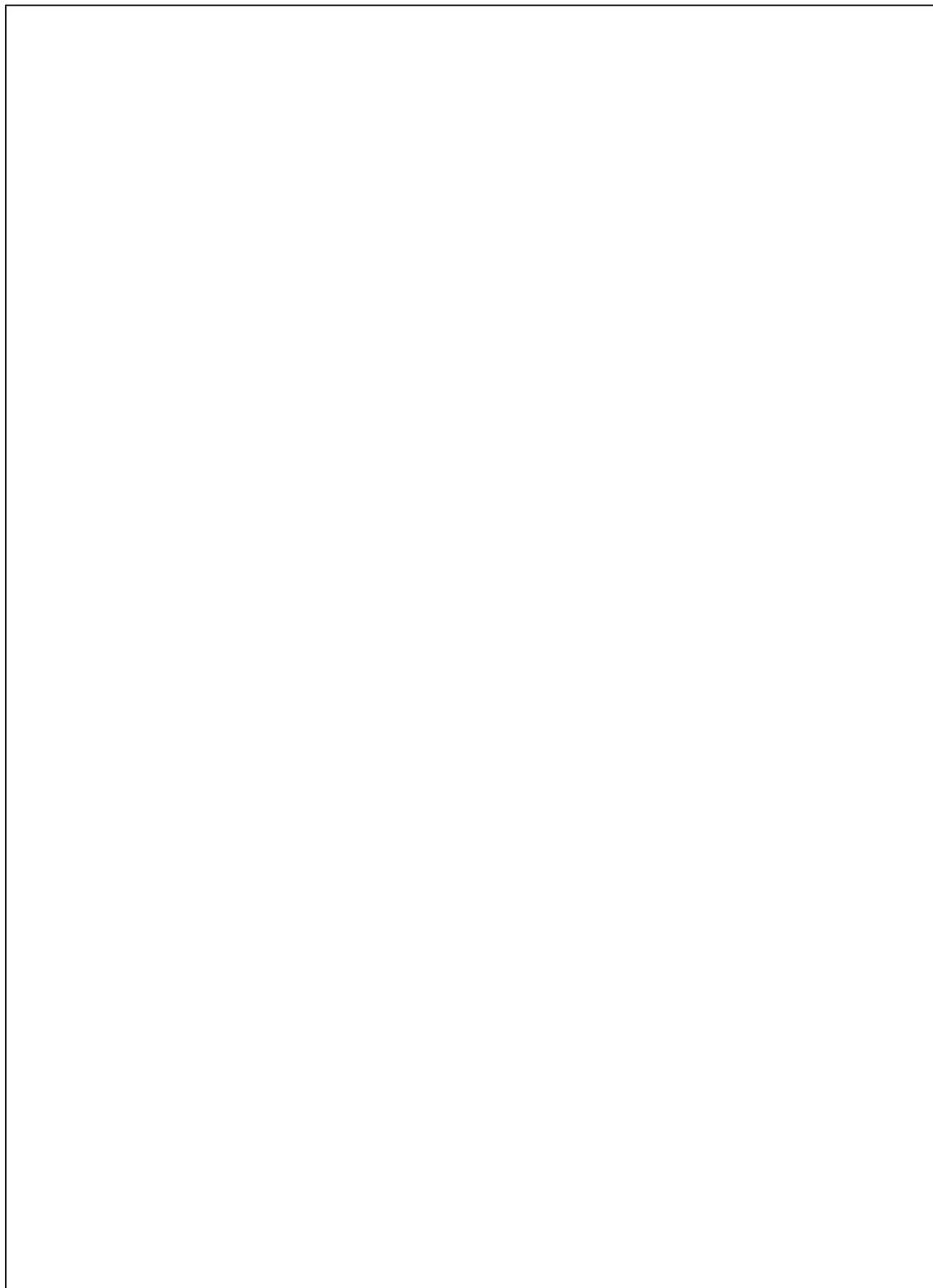
注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等と同時に提出する場合や技術提案書の提出において合計容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送等(締切日時必着)で提出すること。この場合、提出書類は書面に加え電子媒体(CD-R等)に入札説明書「6. 申請書等の提出等」の(2)の形式で作成したファイルを記録したものとする。

注2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

注3) 見積書の提出がある場合は、電子メールにより入札説明書「5. 担当部局」に記載のメールアドレス宛に提出すること。

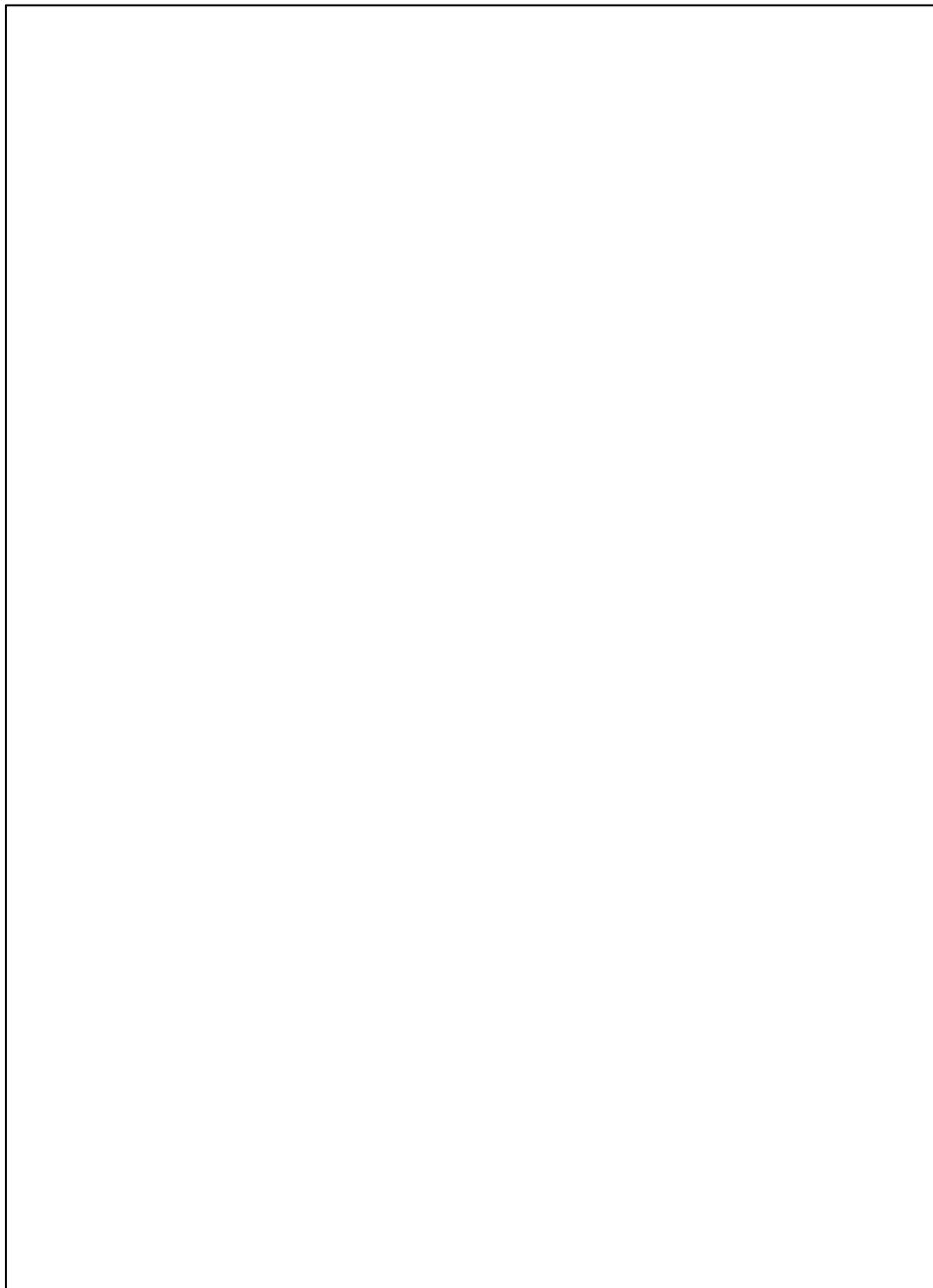
ただし、提出資料の容量が3MBを超える場合には、注1)と同様。

実施方針



※A 4判1枚以内に記載する。

業務実施体制



※A4判1枚以内に記載する。

業務成績についての参考資料

入札参加希望者の中部地方整備局発注業務における過去4年間の補償コンサルタント業務

| 業務       | 補償コンサルタント業務 |
|----------|-------------|
| 評点対象登録件数 | 件           |
| 業務成績平均点  | 点           |

配置予定主任担当者の中部地方整備局発注業務における過去4年間の補償コンサルタント業務

配置予定主任担当者氏名： \_\_\_\_\_

| 業務       | 補償コンサルタント業務 |
|----------|-------------|
| 評点対象登録件数 | 件           |
| 業務成績平均点  | 点           |

※記載された件数、平均点の根拠となる業務名及び業務成績が解る一覧資料を添付して下さい。

別添資料

履行確実性の審査・評価のための追加書類等

1 調査基準価格等

調査基準価格等とは、1,000万円を越える業務で予決令第85条に基づく「調査基準価格」及び予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務で、品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格「品質確保基準価格」のことをいう。

なお、本業務の積算は平成23年度より設計業務などで適用される「新たな積算手法」の適用外であるため調査基準価格等の算出については、土木関係建設コンサルタント業務の を下表のとおりとする。

調査基準価格等は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった から までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

| 業種区分             |         |                      |                           |                      |
|------------------|---------|----------------------|---------------------------|----------------------|
| 測量業務             | 直接測量費の額 | 測量調査費の額              | 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額        | -                    |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額               | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額     | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額   |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額       | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額   |
| 地質調査業務           | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額   |
| 補償関係建設コンサルタント業務  | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額      | 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額 |

2 履行確実性に関する評価のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格等に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 様式 1     | 当該価格により入札した理由                  |
| 様式 2     | 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書          |
| 様式 2 - 1 | 一般管理費等内訳書                      |
| 様式 3     | 当該契約の履行体制                      |
| 様式 4     | 手持の建設コンサルタント業務等の状況             |
| 様式 4 - 1 | 手持ち業務の人工                       |
| 様式 5     | 配置予定技術者名簿                      |
| 様式 5 - 1 | 直接人件費内訳書                       |
| 様式 6     | 手持機械等の状況                       |
| 様式 7     | 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 |
- ・過去 3 カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去 3 カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
  - ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
  - ・増員担当技術者の経歴を証明できる書面
  - ・平成 23・24 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の 2 名による連名の直筆署名（ヒアリングの当日に持参し提出すること）
  - ・その他、様式 1～7 の書面を説明する上で必要となる書面（ヒアリングの当日に持参すること）

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者、増員担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

また、入札者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は一切認めない。

### 3 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

(1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書の履行確実性に関するヒアリング及び開札後に提出される追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合（ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び追加資料の提出を求められた者が追加資料（ヒアリングの当日に持参し提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

(2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者（増員担当技術者含む、照査技術者除く。以下、同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)から d)までの各項目毎に審査した上で、5 段階（A～E）で総合的に評価する。

(3) 審査の内容は、次のとおりとする。

a) 業務内容に対応した費用が計上されているか

| 審査内容                                   | 様式       | 審査結果                |
|--|----------|---------------------|
| 直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等が必要額を確保しているかを審査する。 | 様式 1     | : 確保されていると認められる。    |
|  | 様式 2     | × : 確保されていると認められない。 |
|  | 様式 2 - 1 |                     |
|  | 様式 5 - 1 |                     |
|  | 様式 6     |                     |

必要額は、1. 調査基準価格等の表中の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月10日付け国官会第367号)に基づいて算出される、調査基準価格等算出の基礎となった ~ のそれぞれの項目に記載された額とする。

b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

| 審査内容                         | 様式       | 審査結果                |
|------------------------------|----------|---------------------|
| 配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。 | 様式 3     | : 確保されていると認められる。    |
|                              | 様式 5     | × : 確保されていると認められない。 |
|                              | 様式 5 - 1 |                     |
| 配置予定技術者の人工が適正であるか            | 様式 4     | : 適正であると認められる。      |
|                              | 様式 4 - 1 | × : 適正であると認められない。   |
|                              | 様式 7     |                     |

上記の2つの内容のいずれも「」の場合は、項目b)の審査結果を「」とし、それ以外を「×」とする。

なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写しを含む

c) 品質管理体制が確保されているか。

| 審査内容                         | 様式       | 審査結果                |
|------------------------------|----------|---------------------|
| 照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。 | 様式 3     | : 確保されていると認められる。    |
|                              | 様式 5     | × : 確保されていると認められない。 |
|                              | 様式 5 - 1 |                     |
| 照査予定技術者の人工は適正であるか。           | 様式 4     | : 適正であると認められる。      |
|                              | 様式 4 - 1 | × : 適正であると認められない。   |
|                              | 様式 7     |                     |

上記の2つの内容のいずれも「」の場合は、項目の審査結果を「」とし、それ以外を「×」とする。

【照査技術者未設定業務の場合】

- 及びの審査において、品質確保の観点からも審査したうえで、及びの審査結果を参考に審査する。

なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写しを含む

d) 再委託先への支払いは適正か。

| 審査内容                  | 様式                                  | 審査結果                                  |
|-----------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 再委託業務内容を再委託先が確認しているか。 | 様式 2<br>様式 3<br>様式 5 - 1<br>再委託先見積書 | : 確認していると認められる。<br>× : 確認していると認められない。 |

再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、業務内容に応じた費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であるため、及び の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

調査基準価格等以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。

調査基準価格等を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(2)a)からd)までの審査項目を(3)に示した様式等を基に審査した結果、 と審査した項目数に応じて、次の表の と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

| と審査した項目数 | 評価 | 履行確実性度 |
|----------|----|--------|
| 4        | A  | 1.0    |
| 3        | B  | 0.75   |
| 2        | C  | 0.5    |
| 1        | D  | 0.25   |
| 0        | E  | 0      |

4 その他

予決令第85条に基づく調査基準価格等を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、履行確実性に関する評価において追加提出された資料(業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める)により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

【確認項目】 以下の審査項目 a) ~ d) とは、履行確実性に関する評価の審査項目

審査項目 a) ~ c) において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

審査項目 d) において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合  
業務成果品のミス、不備 等